

「東京土建国保＋厚生年金」の人は 協会けんぽに入り直す必要なし

～「当然に現場入場できる」と閣議決定～

建設業の「法人」または「常時5人以上の従業員がいる個人事業所」は、一定の要件と手続きを満たすと「東京土建国保＋厚生年金」のセット加入ができます（これを健康保険適用除外と言います）。

この場合には、**改めて協会けんぽに入り直す必要はありません**（国土交通省平成24年7月30日通知）。

つまり、国交省は「協会けんぽ＋厚生年金と同じ扱いとする」と通知しているのです。

しかし、一部の現場では「協会けんぽでないとダメ。現場入場できない、と上位企業から言われた」などの声が寄せられていますが、これは誤解です。

政府は、「健康保険適用除外の承認を受けた作業員が現場入場を制限されている」との野党からの質問書に対して、平成28年11月に**「当然に現場入場できる」と閣議決定しました。**

国交省の通達によっても適法性は明らかになっていますが、閣議決定は、その根拠付けの点で大きな意味を持つものです。

平成24年の国交省通知については、このホームページにも掲載しています。ご不明の点やご相談はお気軽にお問い合わせください。

東京土建江戸川支部 ☎03-3655-6448